

# 令和8年度 聴講生募集要項

(前期開講期間：令和8年4月 6日～令和8年9月15日)

(後期開講期間：令和8年9月16日～令和9年3月31日)

企業に在職される方のリ・スキリング（学び直し）を推進するため、県立工科短期大学校の職業訓練に聴講生制度を設けましたので、ご活用ください。

大分県立工科短期大学校

## 令和8年度聴講生募集要項

### 1 募集人員

系	募集人員
機械システム系	各学科の開講科目につき若干名
電気・電子システム系	
建築システム系	

### 2 聴講科目

聴講できる科目は、別表「開講科目一覧」のとおりです。

所定の出席及び成績を収めた方に修了証書を発行します。単位の認定は行いません。

(注) 専門課程の入学者数によっては、実習設備が不足するなどにより聴講できない場合があります。また、聴講科目が企業の在職者訓練に適するかどうか、開講日時に出席できるかどうか、志願書を提出する前に必ず本校にお問い合わせください。

### 3 出願資格

次のア、イすべて該当する者

- ア 高等学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む）又はこれと同等以上の学力を有する者と認められる者
- イ 大分県内の事業所に勤務する者（内定者を含む）若しくは大分県内に事業所がある県外の事業所に勤務する者（内定者を含む）

### 4 出願手続き

#### (1) 出願期間

前期開講科目 令和8年2月24日（火）から3月10日（火）まで

後期開講科目 令和8年7月29日（水）から8月11日（火）まで

- ① 前期開講科目の出願の際に、後期開講科目の聴講志願も行うことができます。

#### (2) 出願方法

出願書類の提出は持参または郵送してください。

郵送の場合は、出願期間内の消印があるものに限り、受付けます。

#### (3) 出願先

〒871-0006 大分県中津市東浜 407-27

大分県立工科短期大学校 企業連携・交流室 電話 0979-23-5500

## 5 出願書類

### （1）新たに志願する者

出願書類等	摘要
聴講生志願書	本所定の様式に記入してください。
卒業証明書	最終出身学校の卒業（見込）証明書
履歴書	市販の履歴書を使用してください。
写真	出願3ヵ月以内に撮影したものを履歴書に貼付してください。
入学考查料	入学考查料（4,900円）に相当する大分県収入証紙を志願書の所定欄に貼付してください。 県外在住者等で大分県収入証紙の購入が困難な者は、郵便普通為替を同封してください。

### （2）令和8年度聴講生で在学（聴講）期間の延長を志願する者

出願書類	摘要
聴講継続願書	本所定の様式に記入してください。

## 6 選考方法

出願書類及び個人面接の結果により、合格者を決定します。

### （1）面接期日

前期開講科目 令和8年3月16日（月）集合時間13時30分

後期開講科目 令和8年8月24日（月）集合時間13時30分

### （2）面接会場

大分県立工科短期大学校

### （3）合格発表の日

前期開講科目 令和8年3月19日（木）

後期開講科目 令和8年8月27日（木）

合格者には、志願者及び事業主に合格通知を行います。

## 7 入学手続き

### (1) 入学料の納付

合格通知を受けた者は入学料を納付してください。なお、県内生の場合は、併せて住民票を提出してください。

【入学料の額】 県内生 28,200 円 県外生 42,200 円

○県内生とは次のいずれかに該当する者をいいます。

前期開講科目の入学者	後期開講科目の入学者
・合格者が入学の日（令和8年4月6日）の1年前から引き続き大分県内に住所を有している場合	・合格者が入学の日（令和8年9月16日）の1年前から引き続き大分県内に住所を有している場合
・合格者が入学の日（令和8年4月6日）の1年前から引き続き大分県内に住所を有する者の被扶養者である場合	・合格者が入学の日（令和8年9月16日）の1年前から引き続き大分県内に住所を有する者の被扶養者である場合

### (2) 手続場所

大分県中津市東浜 407-27

大分県立工科短期大学校 企業連携・交流室

電話 0979-23-5500 (代表)

### (3) 手続期間

前期開講科目 令和8年3月19日（木）から3月25日（水）まで

後期開講科目 令和8年8月27日（木）から9月 3日（木）まで

#### ※ 注意事項

- ① 入学手続き後は理由の如何を問わず、入学料及び提出書類は返還しません。
- ② 入学手続き期間内に手続きが完了しない場合は、辞退として取り扱います。

## 8 在学（聴講）期間

(1) 聴講生の在学期間は、入学を許可された日の属する年度内とします。

(2) 入学を許可された者が、引き続き別の科目の聴講を志願する場合は、聴講継続願書を当該科目が始まる学期の1カ月前までに提出し、聴講の許可を得てください。ただし、聴講生の在学期間は、2年度を超えることはできません。

## 9 聴講料

【聴講料の額】 1単位につき 4,500 円

- ① 入学後に別途、送付する納入通知書で納付してください。
- ② 在学（聴講）期間の延長により、聴講を許可された者の入学料は不要です。
- ③ 既納の聴講料は返還しません。

## 10 聴講生に関するお問い合わせ先

大分県中津市東浜 407-27

大分県立工科短期大学校 企業連携・交流室

電話 0979-23-5500 (代表) メール [skillup@oita-it.ac.jp](mailto:skillup@oita-it.ac.jp)